

○ 青森県職業能力開発法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則（平成二十五年三月二十七日青森県規則第十八号）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準）</p> <p>第三条 条例第四条第三項に規定する県立職業能力開発校の行う普通課程の普通職業訓練に係る規則で定める訓練科は、別表第一の訓練科の欄に定める訓練科とし、当該訓練科に係る同項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 条例第四条第三項に規定する県立職業能力開発校の行う短期過程の普通職業訓練に係る規則で定める訓練科は、別表第二の訓練科の欄に定める訓練科とし、当該訓練科に係る同項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>（削除）</p> <p>二 七 略</p>	<p>（県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準）</p> <p>第三条 条例第四条第三項に規定する県立職業能力開発校の行う普通課程の普通職業訓練に係る規則で定める訓練科は、別表第一の訓練科の欄に定める訓練科とし、当該訓練科に係る同項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 条例第四条第三項に規定する県立職業能力開発校の行う短期過程の普通職業訓練に係る規則で定める訓練科は、別表第二の訓練科の欄に定める訓練科とし、当該訓練科に係る同項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 訓練の実施方法 通信の方法によって行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。</p> <p>三 八 略</p>